証券コード　2681
平成28年６月13日

株　主　各　位

名古屋市中区富士見町８番８号
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠　藤　結　蔵

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月27日(月曜日)午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送(議決権行使書)による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

パソコン又は携帯電話より当社指定の『議決権行使ウェブサイト』

http://www.it-soukai.com/

にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午後２時
（受付開始時刻は、午後１時を予定しております。）

２．場　　所　　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間

３．目的事項

報告事項

１．第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第28期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

４．招集に当たっての決定事項

次頁【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.geonet.co.jp/）に掲載させていただきます。

当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、昨年までの菓子類から変更させていただきます。ご理解の程よろしくお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

１．インターネットによる議決権行使について

（１）書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の『議決権行使ウェブサイト』（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

（２）行使期限は平成28年６月27日（月曜日）午後６時です。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（４）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。
次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・『議決権行使ウェブサイト』は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）『議決権行使ウェブサイト』の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－768－524　（平日　９：00～21：00）

（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120－288－324　（平日　９：00～17：00）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境を概観いたしますと、メディアショップにつきましては、海外市場で先行する動画配信の国内市場における活性化が予想され、加えてスマートフォンの台頭などによるお客様の時間消費選択肢の多様化に拍車がかかっていることで、パッケージソフト産業からネットワーク産業へと市場が移行しつつあります。

一方、リユースショップにつきましては、個人間売買やネット販売の活性化等で、市場が１兆5,000億円を超えており、今後もさらに拡大し続けることにより、「リユース」の認知度は益々高まり、成長が加速しています。

さらに、両業態に共通する商材としてモバイル商品を扱っており、総務省によるスマホ料金の適正化が促され、「格安スマホ」に注目が集まり、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を経営理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、販売網及びシェアの拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高につきましては、前連結会計年度に比べ2,397百万円減少し、267,910百万円となりました。

※「メディアショップ」

パッケージソフトを中心にレンタル・中古品買取販売・新品販売を行う店舗。

屋号は「ゲオ」で営業。

※「リユースショップ」

衣料・雑貨・家電製品等の中古品の買取販売を行う店舗。

屋号は「セカンドストリート」「ジャンブルストア」で営業。

当連結会計年度末における当社グループの店舗・施設数の状況は以下のとおりとなりました。

（ ）内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店	代理店	ＦＣ店	合計
店　舗　数	1,417　(+47)	94　(+2)	126　(△2)	1,637　(+47)
メディア系	943　(△40)	94　(+2)	82　(△6)	1,119　(△44)
ゲオモバイル	7　(+4)			7　(+4)
融合系	121　(+23)			121　(+23)
リユース系	343　(+64)		44　(+4)	387　(+68)
ウェアハウス	10　(0)			10　(0)

（注）１．メディア系ではＤＶＤレンタルや家庭用ゲームの買取販売等を行う店舗をカウントしています。

２．ゲオモバイルはゲオショップに併設されていないモバイルショップを指します。

３．同一施設内において複数の屋号で営業している場合は併せて１店舗とし、融合系としてカウントしています。

４．リユース系では衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗をカウントしています。

イ.売上高

売上高につきましては、前連結会計年度に比べ2,397百万円減少し、267,910百万円(前年同期比0.9%減)となりました。

主要部門の状況は以下のとおりとなりました。

名　　称		当連結会計年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)	前年同期比
レンタル		78,481百万円	94.2%
リユース品	メディア系	48,632百万円	100.2%
	リユース系	36,614百万円	113.2%
新品		77,156百万円	97.0%

ロ.売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

営業利益につきましては、粗利率が上昇し、更に節電施策や店舗オペレーションの効率化による販売管理費の削減を行った結果、前連結会計年度に比べ6,994百万円増加し、16,552百万円（前年同期比73.2%増）となりました。

ハ.経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における経常利益につきましては、前連結会計年度に比べ7,793百万円増加し、17,824百万円（前年同期比77.7%増）となり、同じく親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度に比べ3,225百万円増加し、10,563百万円（前年同期比44.0%増）となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産15,989百万円（レンタル用資産を含む）、敷金及び保証金172百万円の投資を行いました。

③　資金調達の状況

当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として6,000百万円を調達しております。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、当社子会社であります株式会社アムスの全株式を、平成27年11月５日付で譲渡いたしました。これにより同社は、当社の連結子会社より除外されました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (平成25年３月期)	第 26 期 (平成26年３月期)	第 27 期 (平成27年３月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(百万円)	259,288	262,324	270,308	267,910
経　常　利　益(百万円)	15,643	9,344	10,030	17,824
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,380	3,808	7,337	10,563
１株当たり当期純利益　(円)	15,480.77	70.54	137.99	205.78
純　資　産(百万円)	57,978	59,199	63,214	64,961
１株当たり純資産額　(円)	105,331.25	1,093.16	1,204.85	1,344.16
総　資　産(百万円)	121,353	115,581	127,612	130,207

(注) 当社は平成25年５月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月１日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、平成26年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	第 25 期 (平成25年３月期)
１株当たり当期純利益(円)	154.80
１株当たり純資産額(円)	1,053.31

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売、アミューズメント施設運営
株式会社アシスト	10百万円	100.0%	ギフト商品の卸売
株式会社イーネット・フロンティア	10百万円	100.0%	メディア商品の制作・販売
株式会社エイシス	30百万円	100.0%	インターネットショップの運営、各種情報処理業務
株式会社ゲオネットワークス	60百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・書籍等のオンラインレンタル
株式会社ゲオビジネスサポート	9百万円	100.0%	商品加工業務
株式会社ゲオペイメントサービス	65百万円	100.0%	プリペイドカードの発行及び管理
株式会社ファミリーブック	200百万円	100.0%	不動産管理

(注) 1．株式会社アムスにつきましては、平成27年11月５日付株式売却により、重要な子会社から除外いたしました。

2．株式会社ゲオペイメントサービスにつきましては、平成27年12月１日付で100%出資子会社として設立いたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リサイクル、販売のフランチャイズ事業

⑷ 会社の対処すべき課題と中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く環境は変化が激しく、今後益々の競争激化が予想されます。

メディアショップにおいては、市場規模は縮小しているものの、寡占市場において占有率を高めて規模を維持することにより、いわゆる「残存者利益」を享受している状況にありますが、ＨＤＤレコーダーやスマートフォンによる時間消費との競争関係を意識する必要があることに加え、海外からのＶＯＤ大手事業者の参入、民放各社による見逃し配信の本格展開など、有料・無料を問わずインターネットを通じた映像配信サービスが活性化しており、市場がパッケージソフト産業からネットワーク産業へと移行していることから、さらなる占有率の向上を図る必要があるため、店舗の価値を高めていくことが課題であると認識しております。

一方、リユースショップにおいては、リユース品を取り扱う店舗の増加やネット販売・個人間売買支援サイトの成長等により、リユース品の売買がしやすい環境が広がり、さらなる高い成長が期待される市場ではありますが、他企業の出店や異業種からの参入など、競争も激しさを増していることから、出店を加速し、他企業を凌駕する圧倒的リーディングカンパニーとしての地位を確保することが課題であると認識しております。

なお、両業態に共通する商材としてモバイル商品を扱っており、総務省から携帯電話の料金その他の提供条件の適正化が促されたことにより、「格安ＳＩＭ」に注目が集まるとともに、格安ＳＩＭと相性が良い中古携帯市場も活性化しております。そのような状況の中、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めており、市場における占有率を高めてまいりました。しかしながら、他企業の参入も多く、競争も激しさを増していることから、成長を続けている市場において確固たる地位を確保するためには、さらなる規模の拡大が必要であり、品質の向上、サポート体制の充実などのリユース品への不安を払拭する取り組みや在庫の確保が課題であると認識しております。

これらの課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの転換（メディアからリユースへ）

リユース部門においては、ＦＣ店も含めまして、平成26年12月に400店舗、平成28年３月までの約15か月にて100店舗追加出店し、500店舗を達成致しましたが、今後も市場全体の成長が期待されるリユース事業へ経営資源の配分ウェイトを高めていくことで出店を年間100店舗規模に加速し、平成30年３月末までに700店舗を目指して、さらなる規模の拡大と認知度の向上を図ってま

いります。
　また、既存店舗とは異なるコンセプトの店舗展開、プライベートブランドの拡大、海外展開等さらなる発展の礎を築いてまいります。

②メディアショップの集客力を活用した新規事業・商材の開拓とメディア事業の収益最大化の確保
　メディア部門においては、直営を中心に全国に1,000店舗近く有するメディアショップの集客力を事業展開の核として、顧客志向からの新規事業・商材を開拓していくとともに、リアル店舗ならではの価値を再考し、リアル店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。併せて、成長市場であるモバイル商材の拡大を図るとともにサービスの充実に取り組んでまいります。
　また、「本部」が「個店」を一括運営していく考え方に捉われず、「エリア」でよりきめ細かにお客様のニーズに応えていくことで、利益の最大化に取り組んでまいります。

③オムニチャネル・リテイリングの実現
　オムニチャネル・リテイリングの実現に向けた足がかりとして、ゲオとセカンドストリートの公式アプリ、店舗とＥＣでの併売、映像配信サービス「ゲオチャンネル」、当社グループ独自のペイメントサービス「Ｌｕｅｃａ（ルエカ）」、レビューＳＮＳアプリ「クチコ」の導入などを進めてまいりました。
　これらの基盤を活用し、リアル店舗とネット事業を融合するとともにさらなるサービスの充実を図ることで、当社グループならではのオムニチャネル・リテイリングの実現を進めてまいります。

④事業多角化による成長機会の創出
　新たな柱となる事業領域を、既存ビジネスの延長上は勿論、Ｍ＆Ａ手法の活用等により積極的に模索獲得致します。

⑤人材の獲得と教育投資
　各項目で述べてきた戦略を実現するため、適切なコスト負担による人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。
　また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事　　業	内　　容
メディア・リユースショップ運営	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売
アミューズメント施設運営	ゲーム施設等の娯楽遊戯施設の運営
そ　の　他	卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	愛知県名古屋市中区
東京事務所	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
メディア・リユースショップ運営部門	3,426（10,243）	＋225（＋323）
アミューズメント施設運営部門	71（　128）	△７（　△４）
そ　の　他	68（　28）	＋51（　＋24）
グループ経営企画・管理部門	260（　22）	△23（　△36）
合　計	3,825（10,421）	＋246（＋307）

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
260（　22）	△23（△36）	41.01	10.98

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

① 株式会社ゲオホールディングスの借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,565百万円
株式会社三井住友銀行	2,875
株式会社福岡銀行	2,712
株式会社十六銀行	2,512
株式会社新生銀行	1,311
農林中央金庫	1,212

② 株式会社ゲオの借入先の状況

借入先	借入額
株式会社武蔵野銀行	137百万円
株式会社三井住友銀行	105

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況(平成28年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　200,000,000株

② 発行済株式の総数　48,244,200株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は449,500株増加し、平成28年２月29日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は6,606,500株減少し、前期末と比べて6,157,000株減少しております。

③ 株主数　57,288名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	9,485,800株	19.66%
株式会社藤田商店	3,960,000株	8.20%
常興薬品株式会社	1,782,900株	3.69%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	1,327,600株	2.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,291,100株	2.67%
遠藤素子	948,200株	1.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	781,500株	1.61%
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200株	1.39%
東京海上日動火災保険株式会社	576,000株	1.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	559,500株	1.15%

(注)　自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成21年８月４日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　700個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　70,000株
・新株予約権の払込金額
　１個当たり　67,881円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　１円
・新株予約権を行使することができる期間
　平成21年８月21日から平成51年８月20日まで
・新株予約権の行使の条件
　当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保　有　者　数
取　締　役 （社外取締役を除く）	700個	70,000株	1名
社　外　取　締　役	―個	―株	―名
監　査　役	―個	―株	―名

（注）平成25年10月１日付で行った、１株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年８月27日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,100個(新株予約権１個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の数

普通株式　　310,000株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　194,100円

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年８月28日から平成33年８月27日まで

・新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

ロ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ハ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	525個	52,500株	24名
子会社の役員及び使用人	2,575個	257,500株	307名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤結蔵	執行役員
取締役	吉川恭史	執行役員 株式会社ゲオ代表取締役社長
取締役	荻野恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役
常勤監査役	笹野和雄	
監査役	春馬葉子	春馬・野口法律事務所(弁護士登録名 野口葉子) ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役 株式会社ナ・デックス社外取締役
監査役	田村正治	
監査役	小宮山太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所

(注) 1．取締役荻野恒久氏は、社外取締役であります。
2．監査役春馬葉子氏及び田村正治氏は、社外監査役であります。
3．取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び平成９年６月から平成20年６月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役春馬葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役田村正治氏は、金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しております。
7．監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8．当社は、取締役荻野恒久氏及び監査役春馬葉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
清水松生	平成27年６月25日	任期満了	取締役
大森一志	平成27年６月25日	任期満了	社外取締役 大森法律事務所
志村直幸	平成27年６月25日	任期満了	社外取締役 株式会社ケーナインラボ非常勤取締役 株式会社ＴＳアドバイザリ・サービス取締役 株式会社フィナンシャルサーベイ取締役 有限会社キュムラス取締役 株式会社enish社外監査役
北島孝久	平成27年７月29日	逝去	社外取締役 サン綜合法律事務所

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	７名 (4)	78百万円 (16)
監査役 （うち社外監査役）	４名 (2)	29百万円 (10)
合計 （うち社外役員）	11名 (6)	108百万円 (26)

（注）１．上記には、平成27年６月25日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役２名）及び平成27年７月29日に逝去により退任した社外取締役１名を含めております。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役荻野恒久氏は、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社は有限会社コンサルティングボックスとの間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役春馬葉子氏は、ジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社はジャパンマテリアル株式会社との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社壱番屋の社外取締役であります。当社は株式会社壱番屋との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社ナ・デックスの社外取締役であります。当社は株式会社ナ・デックスとの間に特別な関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
取締役　荻野　恒久	当事業年度に開催された15回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　春馬　葉子	当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　田村　正治	当事業年度に開催された15回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が９回ありました。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

（注）1．当社及び子会社株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、総合企画部担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。

2）コンプライアンスの状況については、監査部に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。

3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。

2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。

2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。

3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の統括管理を経営戦略部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。

2）子会社（非連結子会社を除く）の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。

3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。

4）当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営戦略部より月１回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

5）子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。

6）海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。

2）監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。

2）当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。

2）会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するｅラーニング研修等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について監査部による内部監査結果の報告会を社長に対しては６回、監査役に対しては４回開催しました。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスガイドブック・社内報・ポスター提示等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及びリスク管理委員に報告されております。

②　損失の危機の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年２回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は15回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営戦略部より月１回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社基準による当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、社長による子会社役員面談を年２回以上実施し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会と協議の上、法務コンプライアンス課より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。

⑥　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査部による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部からの監査役報告を年４回実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査役全員参加による意見交換会を開催し、監査部からの報告会を４回開催しました。また、四半期ごとに会計監査人との会合を開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	74,015	流動負債	37,731
現金及び預金	37,683	買掛金	12,631
受取手形及び売掛金	4,100	1年内返済予定の長期借入金	8,333
商品	24,894	1年内償還予定の社債	149
繰延税金資産	2,156	未払法人税等	4,815
その他	5,462	賞与引当金	1,665
貸倒引当金	△281	その他	10,135
固定資産	56,192	固定負債	27,514
有形固定資産	33,010	社債	105
レンタル用資産	5,820	長期借入金	19,509
建物及び構築物	13,402	リース債務	1,612
土地	5,844	繰延税金負債	23
リース資産	1,495	資産除去債務	4,406
その他	6,447	その他	1,857
無形固定資産	1,865	負債合計	65,246
投資その他の資産	21,315	(純資産の部)	
投資有価証券	926	株主資本	64,697
長期貸付金	2,250	資本金	8,871
敷金及び保証金	14,905	資本剰余金	3,283
繰延税金資産	3,342	利益剰余金	52,542
その他	1,222	その他の包括利益累計額	150
貸倒引当金	△1,332	その他有価証券評価差額金	166
		繰延ヘッジ損益	△15
		新株予約権	113
		純資産合計	64,961
資産合計	130,207	負債純資産合計	130,207

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		267,910
売上原価		151,798
売上総利益		116,112
販売費及び一般管理費		99,559
営業利益		16,552
営業外収益		
受取利息及び配当金	49	
不動産賃貸料	1,268	
その他	1,043	2,361
営業外費用		
支払利息	230	
不動産賃貸費用	759	
その他	100	1,089
経常利益		17,824
特別損失		
減損損失	1,319	
その他	13	1,333
税金等調整前当期純利益		16,491
法人税、住民税及び事業税	5,779	
法人税等調整額	147	5,927
当期純利益		10,563
親会社株主に帰属する当期純利益		10,563

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,615	6,090	49,998	△1,979	62,724	282	－	282	206	63,214
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	255	255			511					511
剰余金の配当			△1,677		△1,677					△1,677
親会社株主に帰属する当期純利益			10,563		10,563					10,563
自己株式の取得				△7,425	△7,425					△7,425
自己株式の消却		△3,062	△6,341	9,404	－					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						△116	△15	△131	△93	△225
当期変動額合計	255	△2,806	2,544	1,979	1,972	△116	△15	△131	△93	1,747
当期末残高	8,871	3,283	52,542	－	64,697	166	△15	150	113	64,961

Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　9社

主要な連結子会社の名称

株式会社ゲオ、株式会社ゲオネットワークス

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アムスについては、平成27年11月５日付で全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社ゲオペイメントサービスについては、当連結会計年度において新たに設立をしたため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

有限会社プルーク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数　　1社

会社等の名称

株式会社ティー・アンド・ジー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

有限会社プルーク

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ファミリーブックの決算日は９月末日、株式会社アシストの決算日は２月末日であります。

連結計算書類の作成にあたって、株式会社ファミリーブックについては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。株式会社アシストについては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

リユース事業の商品…単品管理商品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、その他の商品については月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

書籍…売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の商品…主として月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

レンタル用資産

レンタルＤＶＤについては、経済的使用価値を勘案し、ＤＶＤ（レンタル事業に供したもの）の償却残高（帳簿価額）の総額に対して、会社独自の償却率（耐用年数24ヶ月）による定率法によって月次で償却しております。また、レンタルＣＤについては、購入時に一括償却する方法によっております。

上記以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２年～47年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

自社における見込利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法によっております。

上記以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。

ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ.会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は265百万円であります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　141,696百万円

Ⅴ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
埼玉県さいたま市岩槻区他110件	店舗	建物及び構築物等	1,314
香川県高松市	賃貸用資産	建物及び構築物	0
秋田県由利本荘市	遊休資産	建物及び構築物	4
合計			1,319

資産のグルーピングは、主として店舗単位とし、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産については各物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗、及び閉店、売却する事が決定した店舗については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,314百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,177百万円、土地73百万円、その他63百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（０百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物０百万円であります。

また、今後使用が見込まれない遊休資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（４百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物４百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.8％で割り引いて算定し、正味売却価額は、公示価格等に基づいて算定しております。

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　48,244,200株

(注)新株予約権の権利行使により、当連結会計年度末の発行済株式の総数は449,500株増加しましたが、自己株式の消却により6,606,500株減少して48,244,200株となっております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①平成27年６月25日開催の第27期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　836百万円
・１株当たり配当金額　16円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月26日

②平成27年11月９日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　840百万円
・１株当たり配当金額　16円
・基準日　平成27年９月30日
・効力発生日　平成27年12月９日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年６月28日開催の第28期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　820百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　17円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　368,000株

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、また、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが数ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後19年1ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金、敷金及び保証金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,683	37,683	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,100	4,100	－
(3) 投資有価証券	587	587	－
(4) 長期貸付金	2,250		
貸倒引当金 ※1	△514		
	1,736	1,962	225
(5) 敷金及び保証金	14,905		
貸倒引当金 ※1	△91		
	14,814	14,686	△127
資産計	58,921	59,019	98
(1) 買掛金	12,631	12,631	－
(2) 未払法人税等	4,815	4,815	－
(3) 長期借入金			
１年内返済予定の長期借入金	8,333		
長期借入金	19,509		
長期借入金合計	27,843	27,879	36
(4) 社債			
１年内償還予定の社債	149		
社債	105		
社債合計	254	253	△0
(5) リース債務			
リース債務（流動負債）	107		
リース債務（固定負債）	1,612		
リース債務合計	1,720	2,439	719
負債計	47,265	48,020	755
デリバティブ取引 ※2	(22)	(22)	－

※1　長期貸付金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には( )で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金について金利スワップの特例処理を行っているものは、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務（流動負債）は流動負債の「その他」に含まれております。

(4) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引として、金利スワップの特例処理による取引がありますが、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

また、繰延ヘッジ処理によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定をしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	338

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸用の商業施設（土地を含む）を所有しております。平成28年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は509百万円（賃貸収益1,268百万円は営業外収益に、主な賃貸費用759百万円は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価（百万円）
当連結会計年度期首残高（百万円）	当連結会計年度増減額（百万円）	当連結会計年度末残高（百万円）	
7,430	△538	6,891	7,632

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の増減額は、主に不動産保有目的の変更による固定資産の増加額が33百万円、不動産売却による減少額が430百万円であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,344円16銭
2. １株当たり当期純利益　205円78銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

ⅩⅠ. その他の注記

1. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて２年～39年と見積もり、割引率は0.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,110 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	411 百万円
連結子会社売却による減少額	△2 百万円
時の経過による調整額	44 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△123 百万円
その他増減額（△は減少）	△5 百万円
期末残高	4,435 百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**42,582**	**流動負債**	**12,500**
現金及び預金	28,453	1年内返済予定の長期借入金	8,076
売掛金	261	リース債務	107
前払費用	1,969	未払金	1,111
関係会社短期貸付金	9,442	未払費用	282
繰延税金資産	203	預り金	82
その他	2,300	前受収益	109
貸倒引当金	△47	賞与引当金	150
固定資産	**40,310**	その他	2,580
有形固定資産	**6,077**	**固定負債**	**33,186**
建物	1,408	長期借入金	19,426
工具、器具及び備品	1,182	リース債務	1,612
土地	3,478	長期預り保証金	11,810
その他	8	その他	336
無形固定資産	**1,062**	**負債合計**	**45,686**
ソフトウェア	543	(純資産の部)	
その他	519	**株主資本**	**36,942**
投資その他の資産	**33,170**	**資本金**	**8,871**
投資有価証券	606	**資本剰余金**	**2,479**
関係会社株式	15,236	資本準備金	2,479
長期貸付金	2,239	**利益剰余金**	**25,592**
関係会社長期貸付金	712	利益準備金	53
敷金及び保証金	12,909	その他利益剰余金	25,539
繰延税金資産	441	別途積立金	100
その他	2,430	繰越利益剰余金	25,439
貸倒引当金	△1,404	**評価・換算差額等**	**150**
		その他有価証券評価差額金	166
		繰延ヘッジ損益	△15
		新株予約権	**113**
		純資産合計	**37,206**
資産合計	**82,892**	**負債純資産合計**	**82,892**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		6,403
営　業　費　用		5,267
営　業　利　益		1,135
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	170	
貸倒引当金戻入額	95	
雑　収　入	350	616
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	133	
雑　損　失	15	149
経　常　利　益		1,602
特　別　損　失		
子会社株式売却損	86	
減　損　損　失	135	
そ　の　他	13	235
税引前当期純利益		1,367
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△122	△109
当　期　純　利　益		1,476

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,615	2,223	3,062	5,286	53	100	31,982	32,135	△1,979	44,056
当期変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)	255	255		255						511
剰余金の配当							△1,677	△1,677		△1,677
当期純利益							1,476	1,476		1,476
自己株式の取得									△7,425	△7,425
自己株式の消却			△3,062	△3,062			△6,341	△6,341	9,404	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										－
当期変動額合計	255	255	△3,062	△2,806	－	－	△6,542	△6,542	1,979	△7,114
当期末残高	8,871	2,479	－	2,479	53	100	25,439	25,592	－	36,942

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	282	－	282	206	44,546
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					511
剰余金の配当					△1,677
当期純利益					1,476
自己株式の取得					△7,425
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△116	△15	△131	△93	△225
当期変動額合計	△116	△15	△131	△93	△7,339
当期末残高	166	△15	150	113	37,206

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
   子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
   その他有価証券
   時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
   時価のないもの…移動平均法による原価法
   (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
   デリバティブ…時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。
   なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
   (2) 賞与引当金
   従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
4. 重要なヘッジ会計の方法
   (1) ヘッジ会計の方法
   繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。
   (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
   ヘッジ手段…金利スワップ
   ヘッジ対象…借入金
   (3) ヘッジ方針
   主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。
   (4) ヘッジ有効性評価の方法
   ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。
   ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
   消費税等の会計処理
   消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで「雑収入」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「貸倒引当金戻入額」は12百万円であります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,058百万円
2. 保証債務
　次の関係会社の取引先への仕入債務、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
　株式会社ゲオ　84百万円
　その他　125百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
(1)　短期金銭債権　1,901百万円
(2)　長期金銭債権　1,637百万円
(3)　短期金銭債務　2,673百万円
(4)　長期金銭債務　11,402百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 営業収益及び営業費用
　当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」、「関係会社受取手数料」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。
2. 関係会社との取引高
(1)　営業取引高
　営業収益　5,652百万円
　営業費用　144百万円
(2)　営業取引以外の取引高　137百万円
3. 減損損失
　当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
香川県観音寺市他3件	賃貸用資産	土地等	131
秋田県由利本荘市	遊休資産	建物及び構築物	4
合計			135

　資産のグルーピングは、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産に分類し、各物件毎にグルーピングしております。
　賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（131百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物57百万円、土地73百万円、その他０百万円であります。
　また、今後使用が見込まれない遊休資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（４百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物４百万円であります。
　なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.8％で割り引いて算定し、正味売却価額は、公示価格等に基づいて算定しております。

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

　当事業年度に自己株式の公開買付けを行い自己株式が4,500,000株増加しましたが、消却したことにより、当事業年度末の自己株式の数は6,606,500株減少し、０株となっております。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	514百万円
投資有価証券評価損	724　〃
税務上の繰越欠損金	711　〃
その他	658　〃
繰延税金資産小計	2,608百万円
評価性引当額	△1,853　〃
繰延税金資産合計	754百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54百万円
その他	△55　〃
繰延税金負債合計	△109百万円
繰延税金資産の純額	644百万円

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、営業用車両、什器備品他があります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	㈱　ゲ　オ	所有 直接100.0	店舗の転貸及び資金の援助 役員の兼任あり	経営指導料他	4,718	売掛金	261
				出向者給与及び賞与	17,380	流動資産その他(未収入金)	1,209
				資金の貸付	6,700	関係会社短期貸付金	9,400
				資金の回収	19,503		
				利息の受取	121		
				リース資産の転貸	67	流動資産その他(リース投資資産)	107
				リース料の受取	172	投資その他の資産その他(リース投資資産)	1,612
				店舗の転貸	11	長期預り保証金	11,397
	㈱ファミリーブック	所有 直接100.0	資金の預り 役員の兼任あり	利息の支払	3	流動負債その他(預り金)	2,400

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
経営指導料については、業務の内容を勘案し、決定しております。
出向者給与及び賞与については、当社の給与規定に基づき、出向者にかかる人件費相当額を受け入れております。
資金の貸付については、貸付利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。
余剰資金の預りについては、利率は当社の調達金利を勘案し、決定しております。

店舗の転貸における長期預り保証金については、原契約と同条件により転貸しております。

リース資産の転貸については、原契約と同条件により転貸しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱　城　蔵　屋	被所有 直接19.6	主要株主	自己株式の取得(注)	7,425	―	―

(注) 株式会社城蔵屋保有の当社株式4,500,000株を、公開買付により１株1,650円で取得したものです。

Ⅸ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　768円87銭
2. １株当たり当期純利益　28円76銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

ⅩⅠ. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

ⅩⅡ. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　ゲオホールディングス
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　　武　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　　卓　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　ゲオホールディングス
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　　武　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　　卓　男　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）並びにその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月19日

株式会社ゲオホールディングス　監査役会

常勤監査役	笹野和雄 ㊞
監査役（社外監査役）	春馬葉子 ㊞
監査役（社外監査役）	田村正治 ㊞
監査役	小宮山太 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は820,151,400円となります。

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当16円を含め、合計33円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため３名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	えんどう ゆうぞう 遠藤結蔵 （昭和53年１月21日）	平成12年11月　株式会社ゲオ（現当社）入社 平成16年６月　当社取締役社長室副室長 平成23年11月　当社代表取締役社長 平成25年４月　当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	540,000株
2	よしかわ やすし 吉川恭史 （昭和40年９月28日）	昭和63年４月　株式会社エー・ブイ・ステーション(現当社）入社 平成12年６月　当社取締役商品本部長 平成19年６月　当社代表取締役社長 平成22年１月　当社取締役 平成25年４月　当社取締役兼執行役員（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオ代表取締役社長	57,000株
3	※ いまい のりゆき 今井則幸 （昭和43年11月17日）	平成２年８月　株式会社ゲオミルダ（現当社）入社 平成16年３月　株式会社ゲオグローバル（現当社）代表取締役社長 平成17年４月　株式会社ゲオエブリ（現当社）代表取締役社長 平成23年11月　当社執行役員（現任） 平成23年11月　株式会社ゲオ取締役 平成25年11月　同社常務取締役（現任）	300株
4	※ くぼ こうじ 久保幸司 （昭和46年11月20日）	平成７年10月　株式会社フォー・ユー（現株式会社ゲオ）入社 平成22年５月　株式会社セカンドストリート（現株式会社ゲオ）代表取締役社長 平成24年１月　株式会社ゲオ取締役 平成25年４月　当社執行役員（現任） 平成25年11月　株式会社ゲオ常務取締役（現任）	―

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	おぎのつねひさ 荻野恒久 （昭和38年４月17日）	昭和63年９月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成６年３月　マネジメント名古屋入社 平成６年９月　公認会計士三宅会計事務所入所 平成９年８月　荻野公認会計士事務所開設（現任） 平成12年６月　有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任） 平成18年６月　丸八証券株式会社社外監査役（現任） 平成23年10月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役	500株
6	※ やすだかな 安田加奈 （昭和44年４月10日）	平成５年10月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成９年４月　公認会計士登録 平成12年３月　安田会計事務所設立 同所所長（現任） 平成16年３月　税理士登録 平成21年９月　シンポ株式会社社外監査役（現任） 平成22年５月　スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） ［重要な兼職の状況］ 安田会計事務所所長 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役	1,000株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．候補者のうち、荻野恒久氏及び安田加奈氏は社外取締役候補者であります。

４．(1) 遠藤結蔵氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 吉川恭史氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来第１号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(3) 今井則幸氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(4) 久保幸司氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(5) 荻野恒久氏を社外取締役候補者とした理由は、会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

(6) 安田加奈氏を社外取締役候補者とした理由は、会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

５．荻野恒久氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年９ヶ月となります。

6．当社は、荻野恒久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏が再任された場合は、同氏との間で同契約を継続する予定であります。また、安田加奈氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

7．荻野恒久氏及び安田加奈氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役笹野和雄及び田村正治の両氏は任期満了となりますので、改めて監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ささ　の　かず　お 笹　野　和　雄 （昭和23年３月21日）	昭和46年４月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 昭和62年４月　同行東京資金部次長 平成８年７月　株式会社ゲオ（現当社）出向財務部長 平成９年６月　当社常務取締役財務部長 平成20年６月　当社常勤監査役（現任）	40,000株
2	※ はっ　とり　しん　や 服　部　真　也 （昭和55年12月19日）	平成19年９月　弁護士登録 平成19年10月　セントラル法律事務所入所 平成25年７月　同事務所パートナー弁護士（現任） ［重要な兼職の状況］ セントラル法律事務所	―

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．服部真也氏は、社外監査役候補者であります。

４．(1) 笹野和雄氏を監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社入社以来の財務部長、常務取締役として長年の経験、知見等により、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。

(2) 服部真也氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏が弁護士の資格を持ち、経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待し、選任をお願いするものであります。

５．笹野和雄及び服部真也の両氏が選任された場合は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6．服部真也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
たむらまさはる 田村正治 （昭和26年12月24日）	昭和50年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年５月　同行静岡支店支店長 平成21年２月　みずほ信用保証株式会社顧問 平成21年４月　同社専務取締役 平成24年６月　当社監査役（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田村正治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．田村正治氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富なキャリアと専門知識を有しており、また当社社外監査役としての経験により、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、選任をお願いするものであります。

４．田村正治氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

５．田村正治氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

第５号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式90,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

900個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\begin{array}{l}\text{調整後} \\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{l}\text{調整前} \\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該取締役会決議の日後６年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

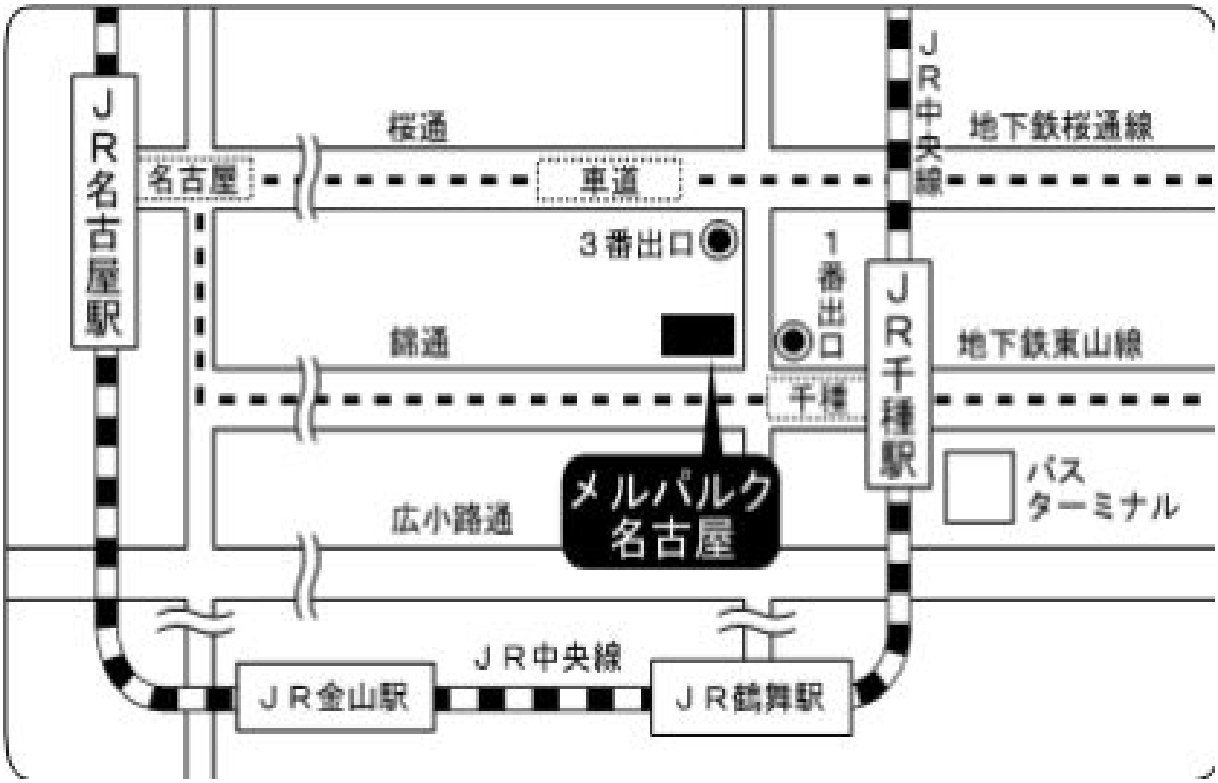
以 上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
メルパルク名古屋　２階　瑞雲の間
ＴＥＬ　052－937－3535



―交通機関のご案内―

地下鉄東山線「千種駅」下車、１番出口前
地下鉄桜通線「車道駅」下車、３番出口より南へ徒歩２分
ＪＲ中央線　「千種駅」下車、地下鉄１番出口前

＜お願い＞

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。